

令和6年10月スタート  
(予定)

# 救急時医療情報閲覧 概要案内

【病院の方々へ】

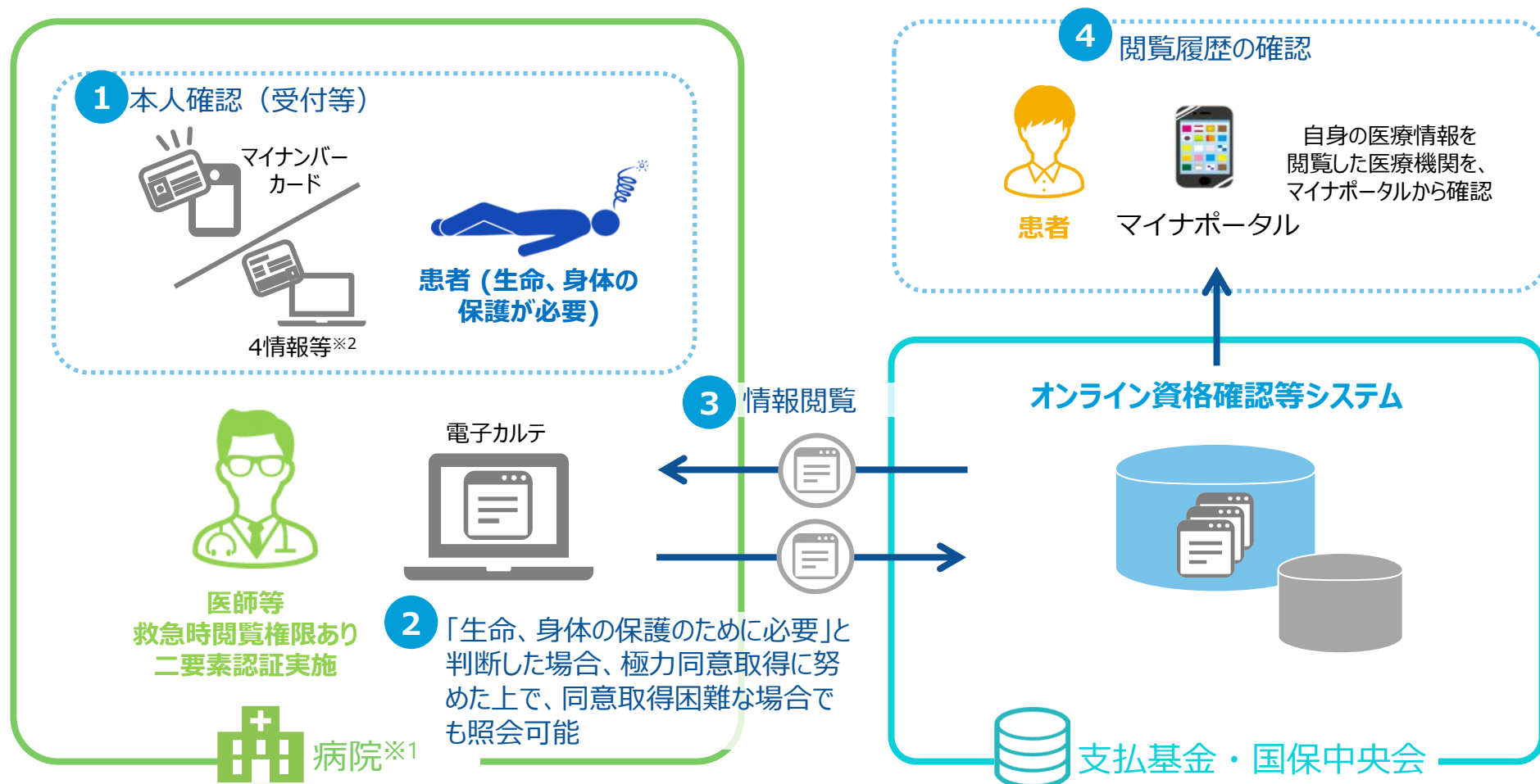
令和5年11月  
厚生労働省医政局

# 改訂履歴

版数	改訂年月	該当箇所	主な改訂内容
1.0	令和5年11月	全体	初版作成
1.1	令和6年2月	「2.閲覧できる情報」	• オンライン資格確認等システムで管理する情報の保存期間見直しに伴う救急用サマリー、通常表示における期間の更新。
		「4.救急時医療情報閲覧機能活用のメリット」	• 救急時医療情報閲覧機能の活用に係るメリット周知ページの新規追加。
		「5.診療報酬加算の要件について」	• 医療DXの推進による医療情報の有効活用推進を目的とした、診療報酬加算の要件見直しに係る周知ページの新規追加。
		「7. Q&A」	• 診療報酬加算の要件追加による回答の更新
		全体	• 周知ページ追加によるスライド項番の更新。

# 1. 救急時医療情報閲覧について

救急時医療情報閲覧機能により、病院においては※1、**患者の生命、身体の保護のために必要な場合、マイナンバーカードまたは4情報による検索により本人確認を行うことにより、患者の同意取得が困難な場合でも、レセプト情報に基づく医療情報等が閲覧**できるようになります。

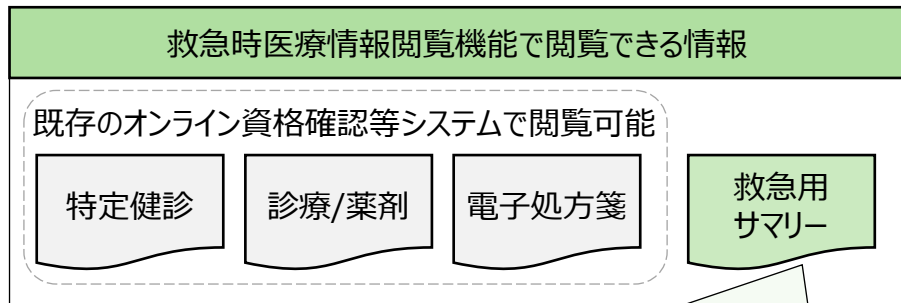


※1 救急時医療情報閲覧機能は、「患者の生命、身体の保護のために必要がある場合」を対象とした仕組みであるため、主に救急患者を受け入れる一次救急～三次救急告示病院および病院を対象とした機能です。病院以外の医療機関等（診療所・薬局）には開放を想定しない機能となります。

※2 4情報等：①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 または 保険者名称（資格確認書等情報による検索も可能）

## 2. 閲覧できる情報

救急時医療情報閲覧機能では、現行のオンライン資格確認等システムで通常表示可能な診療／薬剤情報に加え、患者の基本情報・医療情報等が集約された**救急用サマリー**の閲覧が可能です。



### 救急用サマリーの項目・期間

項目	期間	参考：通常表示における期間
受診歴	3か月	5年
電子処方箋情報（※1）	45日	100日
薬剤情報（※2）	3か月	5年
手術情報	5年	5年
診療情報（※2）	3か月	5年
透析情報	3か月	5年
健診情報（※2）	健診実施日を表示	5年

※1：電子処方箋情報については、既に電子処方箋管理サービスを導入済みの医療機関等で登録された情報が閲覧可能。（救急用サマリーでは電子処方箋管理サービスに登録された情報のうち調剤情報のみ閲覧可能）

※2：薬剤情報については令和3年9月診療分のレセプト（医科・歯科・調剤・DPC）から抽出した情報、診療情報については令和4年6月以降に提出されたレセプト（医科・歯科・調剤・DPC）から抽出した情報、特定健診情報については令和2年度以降に実施し順次登録された情報が閲覧可能。

### 救急用サマリーの表示イメージ（PDF）

救急用 診療／薬剤情報一覧 作成日：2022年8月26日 1 / 1ページ

氏名カナ	シノダ 裕	保険者番号	12345678
氏名	診療 太郎	被保険者証等記号	1234567
生年月日	1962年5月21日	被保険者証等番号	12345
	性別 男 年齢 60歳	枝番	00

この診療／薬剤情報一覧は、以下期間の診療行為及び医薬品情報を表示しています。但し、一部は表示されない場合があります。（紙レセプトや包括の場合など、診療行為／医薬品が表示されない場合があります）

受診歴 ※直近3か月分（XXXX年X月～XXXX年X月まで）の記録を表示

医療機関名	受診歴
資格クリニック	22年7月
資格医院	22年6月

調剤結果情報 ※直近45日分（XXXX年X月～XXXX年X月まで）の記録を表示

調剤	処方使用	医薬品名*4 (成分名)*4	調剤数量
年月 日	区分 区分		
	*1	【用法】 / < 1回用量 > / 【用法等の特別指示】	
22年8月 2日	テスト薬局（テスト病院）		
院外 外用 1.	フルチフォーム125エアゾール50吸入用 （フルチカゾンプロピオン酸エステル・ホルモテロールフルマル酸塩水和物） 【1日2回朝夕食後 服用】	42吸引 1処方分	

レセプトに基づく薬剤実績 ※直近3か月分（XXXX年X月～XXXX年X月まで）の記録を表示

調剤	処方使用	医薬品名 (成分名)	調剤数量*3
年月 日	区分 区分		
	*1	【用法】*2 / < 1回用量 > *2 / 【用法等の特別指示】*2	
22年7月 19日	資格クリニック		
院内 外用 1.	ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1%「イワキ」1mg （ゲンタマイシン硫酸塩）	10g 1処方分	
22年6月 18日	オンライン薬局（資格医院）		
院外 内服 1.	向）マイスリー錠5mg （ゾルピデム塩酸塩） 【1日1回就寝前服用】	1錠 14日分	

--- 次頁へ続く ---

【注意事項】

- \*1 医薬品の場合、入院/外来/院外で分類し、「外来」とは入院及び院外（薬局）以外で調剤された医薬品を指します。また、診療行為の場合、入院/外来で分類しています。
- \*2 抽出元が調剤レセプトの場合に表示しています。
- \*3 調剤時の使用方法（数量、日数、回数等）と一致しない場合があります。

救急用 ※データ表示期間を限定

### 3. 病院でできるようになること

救急時において、意識障害等の同意取得困難な患者に対しても、薬剤情報や手術情報等のレセプトに基づく医療情報を閲覧し、迅速かつ適切な検査・治療等に活用できるようになります。

疾患の推測とそれに伴う治療方針の検討の迅速化

！ 意識障害等の患者についても医療情報を閲覧できることで、**救急時における疾患の推測とそれに伴う治療方針の検討の迅速化**が可能になります。

薬剤情報や手術情報を踏まえた適切な治療

！ 救急時において、意識障害等で同意取得困難な患者についても、薬剤情報や手術情報などの**医療情報を踏まえた適切な検査および治療**に活用いただけます。

これまで

救急時医療情報閲覧機能の導入前

救急患者  
(生命、身体の  
保護が必要)



オンライン資格確認  
等システム

患者同意が  
取れない場合  
情報閲覧不可

患者の容体から早くXXの手術を行った方が良いと思うけど、直近副反応を引き起こす可能性のある◇◇のお薬は服用していないだろうか。  
家族に確認しないとイケないな！



医師



医療機関や家族に電話等で  
医療情報の確認が必要

これから

救急時医療情報閲覧機能の導入後

救急患者  
(生命、身体の  
保護が必要)



マイナンバーカード or  
4情報等情報



オンライン資格確認  
等システム

別の症状で◇◇のお薬が慢性的に処方されているようなので、手術する場合は、XXに注意しよう！



医師

電子カルテ経由で  
レセプトに基づく医療情報の  
閲覧が可能

# 4. 救急時医療情報閲覧機能活用のメリット (1/2)



救急時医療情報閲覧機能によって、**患者の服用薬等の複数回にわたる口頭伝達が軽減可能**です。さらに、電子カルテへの入力作業が効率化され、**業務負荷軽減および医療の質向上**につながります。

## これまで

救急時医療情報閲覧機能の導入前



1年前に●●で手術した。  
たくさん薬を服用している。  
おそらく今服用している薬はXXとXXのはず

患者家族等は救急隊員に  
患者の過去の病歴・服用薬等を伝える



1年前に●●で手術歴ありだが、  
副反応を引き起こす可能性のある◇◇の  
服用はなさそう。  
付き添い者からXXとXXの薬を  
服用中と聞いている

救急隊員は医師へ、かかりつけ医や  
既往歴、服用薬等を伝える



本当に服用してる薬の情報は正しい？  
◇◇の服用はないかもしれないが、  
▲▲の服用も再度確認が必要。  
薬の量が多くて電子カルテへ  
の打ち込みが大変。

医師は、聞き取った内容を電子カルテに打ち込む

## これから

救急時医療情報閲覧機能の導入後



マイナンバーカード  
or 4情報等情報



オンライン資格確認等システムから取得した情報を  
電子カルテにそのまま入力可能



患者情報の聞き取り、  
電子カルテへの打ち込み  
時間が短縮した



正確な患者情報を迅速に  
取得できるようになった

患者さんと向き合える  
時間が増加した

## 4. 救急時医療情報閲覧機能活用のメリット（2/2）

NEW

救急時医療情報閲覧機能では患者の直近の受診歴も確認可能なことから、転院搬送やかかりつけ医と連携を取る場合等に、双方の医療機関にとってより迅速な意思決定・情報伝達が可能と考えられます。

### メリット 1

手術する際に、かかりつけ医から  
〇〇の情報を入手したい。  
救急時医療情報の受診歴を見て  
かかりつけ医に連絡しよう！



救急医療機関

XXさんのカルテありました！  
〇〇の情報もあります！



かかりつけの医療機関

かかりつけ医となる病院候補が複数ある  
都市部においても、かかりつけ医と素早く  
連携を図ることができると考えられます

### メリット 2

通っている病院が  
たくさんあるんです、、、



患者家族

かかりつけの名前が  
思い出せません…

ご家族は、患者ご本人の通院先  
をよく把握していなさそう。  
受診歴を見て、かかりつけ医を  
特定しよう！



医師等

患者本人と意思疎通が難しい場合でも、  
受診歴からかかりつけ医を特定し、転院搬  
送先をより素早く検討可能と考えられます

### メリット 3



転院搬送元  
医療機関

救急時医療情報を参照する  
ことで紹介状の作成が素早  
くできるようになった！

救急時医療情報から薬剤等の情報  
をそのまま転記いただいているため、  
より正確な情報を含む紹介状を得ら  
れる機会が増えた！



転院搬送を受け入れる  
医療機関

転院搬送元・搬送先双方の医療機関にと  
って、患者情報伝達にかかる時間を軽減・  
より正確な情報伝達が可能と考えられます

# 5. 診療報酬加算の要件見直しについて (1/2)



2024年の診療報酬改定により、医療DX推進による医療情報の有効活用等を目的として、**総合入院体制加算・急性期充実体制加算・救命救急入院料の要件が見直されました。****救急時医療情報閲覧機能の導入が施設基準に追加**される見通しです。

## 総合入院体制加算の見直し

### 現行

#### [施設基準]

- 1 総合入院体制加算 1 に関する施設基準等  
(5) 24時間の救急医療提供として、「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日医発第692号)に定める第3「救命救急センター」又は第4「高度救命救急センター」を設置している保険医療機関であること。
- 2 総合入院体制加算 2 に関する施設基準等  
(4) 24時間の救急医療提供として、以下のいずれかを満たしていること。  
ア・イ (略)

#### [経過措置]

(新設)

### 改定案

#### [施設基準]

- 1 総合入院体制加算 1 に関する施設基準等  
(5) 24時間の救急医療提供として、「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日医発第692号)に定める第3「救命救急センター」又は第4「高度救命救急センター」を設置している保険医療機関であること。**また、救急時医療情報閲覧機能を有していること。**
- 2 総合入院体制加算 2 に関する施設基準等  
(4) 24時間の救急医療提供として、**救急時医療情報閲覧機能を有していること。**また、以下のいずれかを満たしていること。  
ア・イ (略)

#### [経過措置]

1の(5)及び2の(4)に係る**救急時医療情報閲覧機能の要件については、令和7年4月1日以降に適用**するものとする。

(出典)

中央社会保険医療協議会(中央社会保険医療協議会総会)第584回 2024年2月14日 議題1 答申について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001210969.pdf>



# 5. 診療報酬加算の要件見直しについて (2/2)



(つづき)

## 急性期充実体制加算の見直し

### 現行

[施設基準]

- 1 急性期充実体制加算に関する施設基準  
(5) 24時間の救急医療提供として、次のいずれにも該当していること。  
ア・イ (略)  
(新設)

[経過措置]

(新設)

### 改定案

[施設基準]

- 1 急性期充実体制加算に関する施設基準  
(5) 24時間の救急医療提供として、次のいずれにも該当していること。  
ア・イ (略)  
ウ **救急時医療情報閲覧機能を有していること。**

[経過措置]

1の(5)のウに規定する**救急時医療情報閲覧機能の要件については、令和7年4月1日以降に適用**するものとする。

## 救命救急入院料の見直し

### 現行

[施設基準]

- 1 救命救急入院料1に関する施設基準  
(新設)
- 2 救命救急入院料2に関する施設基準  
救命救急入院料1の(1)から(5)までの施設基準を満たすほか、特定集中治療室管理料の1又は3の施設基準を満たすものであること。

[経過措置]

(新設)

### 改定案

[施設基準]

- 1 救命救急入院料1に関する施設基準  
(8) **当該病院において救急時医療情報閲覧機能を有していること。**
- 2 救命救急入院料2に関する施設基準  
救命救急入院料1の(1)から(5)まで**及び(8)**の施設基準を満たすほか、特定集中治療室管理料の1又は3の施設基準を満たすものであること。

[経過措置]

1の(8)及び2(救命救急入院料1の(8)に限る。)に規定する**救急時医療情報閲覧機能の要件については、令和7年4月1日以降に適用**するものとする。

## 6. 利用開始に向けたスケジュール

令和6年10月より、救急時医療情報が閲覧できるようになります。

令和5年度から対応が必要な、準備作業の内容や、作業スケジュールについては、今後、順次医療機関等ポータルサイト等にてご案内していく予定です。

なお、利用にあたり、オンライン資格確認を導入している必要があるため、まだ導入していない場合は、お早めに準備をお願いします。（※）

年	令和5年度					令和6年度											
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
スケジュール						▼病院における準備手続き開始（予定）					▼病院における運用テスト開始						
						システムベンダによる準備作業 (パッケージソフトの改修等)					★救急時医療情報閲覧機能利用開始						
						病院における手続き (ベンダに確認/相談、導入・運用準備等)					救急時医療情報閲覧機能の利用						

(※) オンライン資格確認の導入に必要な作業については、『オンライン資格確認の導入に向けた準備作業の手引き』をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001016689.pdf>

# 7. Q&A

## 救急時医療情報閲覧について

### Question

Q) 既存のオンライン資格確認等システムから何が変わりますか？

A) 既存の仕組みでは、患者から同意を取得した場合においてレセプト情報に基づく医療情報を閲覧可能です。救急時医療情報閲覧では、意識障害等で同意取得困難な患者についても、レセプト情報に基づく医療情報や患者の基本情報・医療情報等が集約された救急用サマリーを閲覧できるようになります。

Q) 意識がある患者についても、救急時医療情報閲覧の対象になりますか？

A) 意識がある患者についても、「患者の生命、身体の保護のために必要」と判断された場合、救急時医療情報閲覧機能をご利用ください。（同意取得困難な場合でも救急用サマリーおよび通常表示を閲覧可能です）

Q) 全ての医療機関において、救急時医療情報閲覧を導入しなければいけませんか？

A) 救急時医療情報閲覧機能の導入対象医療機関は全国の病院です。2024年度の診療報酬改定により、**総合入院体制加算・急性期充実体制加算・救命救急入院料の要件として救急時医療情報閲覧機能の導入が追加（令和7(2025)年4月1日以降に適用）される見通し**のため、特に当該診療報酬点数の算定をお考えの医療機関におかれましては、早期の導入検討をお願いします。

# 7. Q&A

## 救急時医療情報閲覧の利用開始に向けて

### Question

Q) 救急車で患者が運ばれてきた場合、マイナンバー読取はどうすればいいですか？

A) 4情報等による検索をご検討ください。なお、マイナンバーカードの券面に掲載された顔写真で本人確認ができる場合は、マイナンバーカードによる受付も可能です。

Q) 院内の誰でも救急時医療情報閲覧機能を利用可能ですか？

A) 病院の管理者により、電子カルテシステム機能にて「救急時閲覧権限」を付与された医師等のみ情報照会が可能です。  
※ 照会後の救急時医療情報は、各病院における医療情報の安全情報管理措置に係る規定に従って管理ください。

Q) 同意取得困難な場合、患者の同意無しで医療情報を見て本当に大丈夫ですか？

A) 患者の生命、身体の保護のために必要があると判断の上閲覧ください。なお、医療情報を閲覧された場合、当病院が閲覧した履歴については、患者自身のマイナポータルから確認可能な状態になります。

# 7. Q&A

## 救急時医療情報閲覧の利用開始に向けて

### Question

Q) 救急時医療情報閲覧機能は必ず導入しなければいけませんか？

A) 救急時に医療情報を閲覧できることにより、生命、身体の保護が必要な患者に対する、より質の高い医療の提供が可能になります。特に二次・三次救急医療機関の皆様におかれましては早期導入の検討をお願いします。

Q) 救急時医療情報閲覧機能導入にはどのくらいの費用がかかりますか？

A) 電子カルテシステムやシステム契約条件等によって異なりますので、ご契約の電子カルテシステムベンダ様にお問合せください。  
※ 当機能導入に対する補助金の予定はございません。

Q) 救急時医療情報閲覧を始めるには、まず何をすればよいですか？

A) 利用にあたり、オンライン資格確認を導入している必要があるため、導入していない方は、お早めに準備をお願いします。  
『オンライン資格確認の導入に向けた準備作業手引き』([URL](#))

その他の具体的な手続き等については、順次、医療機関等向けポータルサイト([URL](#))に掲載を予定しています。まだ医療機関等向けポータルサイトに登録していない場合は、「初めてご利用になる方（アカウント登録）」より、登録をお願いします。